

消教地第307号
平成29年7月21日

各都道府県消費者行政担当課 御中

消費者庁 消費者教育・地方協力課

消費者安全確保地域協議会における個人情報の取扱いの促進について（依頼）

平素より消費者行政の推進に多大な御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

各都道府県におかれましては、消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」といいます。）の設置促進に向けて御尽力いただいているところ、御礼申し上げます。

「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進について（依頼）」（平成29年4月24日付消教地第185号）でお示ししたとおり、各地の消費者被害の動向等を共有し対策を協議する取組についても、地域協議会の取組として位置付けることが可能であり、地域協議会が未設置の地方公共団体におかれても、まずは関係部署・機関同士の連携体制の構築のために、地域協議会の設置に向けた取組を促進していただくよう御依頼申し上げているところです。

さらに、地域協議会を設置した地方公共団体におかれましては、消費者安全法第11条の2及び同法第11条の4第3項の規定に基づき、消費者庁等や構成員から当該地方公共団体の住民に関する情報の提供を求めることができ、当該情報を基に整理した見守り等の対象者に関する個人情報を構成員に提供することで、効果的な見守り活動を行うことが可能となり、このことも地域協議会設置の大きな意義になり得るものと考えられます。

これに関し、警察庁から各都道府県警察本部長宛に、地域協議会からの求めに応じて、必要な範囲で特殊詐欺等の捜査の過程で押収した名簿に基づくリストに登載されている者の情報提供を推進すべき旨の通知^(※)も発出されています。

※ 平成29年5月15日丁生企発第261号等。概要については、別添又は以下のURL参照。
<http://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/seianki20170515.pdf>

上記通知も踏まえ、各都道府県におかれましては、消費者被害の防止のため、引き続き地域協議会の設置を推進していただくとともに、警察関係や福祉関係等の関係部署・機関との連携により、個人情報の取扱いを伴う見守り活動等の更なる推進を図っていただきたく、管内市町村に対し適切に御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(参考) 見守り等対象者の個人情報の収集・取扱いについて

消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」という。）の構成員が見守り等をより効果的かつ円滑に行うためには、見守り等の取組の対象となる者を適切に選ぶことが重要である。そこで、地域協議会の事務局が、当該地方公共団体内の他の部署が保有している既存の名簿や消費生活相談により得た情報、消費者庁等から提供された情報等を管理し、見守り等の取組の対象となる者のリスト（以下「見守りリスト」という。）を作成することで、構成員が見守り活動を行うという方法が想定される。

下記では、見守りリストの作成・提供の方法として従来から示している内容を抜粋するなどして整理した。以下のガイドライン等と併せて参考としていただきたい。

- ・「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」（平成 27 年 3 月）
<http://www.caa.go.jp/region/pdf/guideline1.pdf>
- ・「消費者安全法第 11 条の 2 の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月）
<http://www.caa.go.jp/region/pdf/guideline2.pdf>
- ・「消費者安全確保地域協議会に関する Q & A（地方公共団体向け）」（平成 29 年 4 月）
http://www.caa.go.jp/region/pdf/region_index11_170426_0001.pdf

1. 見守りリストの作成

事務局において、主に以下の方法で情報を集約した上で、見守りリストを作成する。

（1）事務局が保有している情報の利用

事務局が保有する情報を、見守りリストの作成に活用することが考えられる。例えば、消費者行政担当部署が事務局である場合、当該地方公共団体が受け付けた消費者相談の情報を基に、消費者被害に遭いやすい特性を有するものを選別することが考えられる。

（2）地方公共団体内の他の部署・機関からの情報提供等

当該地方公共団体の他の部署・機関が保有している情報（住民基本台帳の情報、福祉関係の部署が保有する福祉関係の台帳に記載されている情報、警察が保有する特殊詐欺等の捜査の過程で押収した名簿に基づくリストに登載されている者の情報等）を事務局に提供してもらい、集約することで、より精度の高い見守りリストを作成することが考えられる。

情報提供の要件・手続としては、主に以下の 2 つの方法が考えられる。以下の方法を適切に用いれば、本人の同意を得なくても、情報を提供してもらうことが可能である。

- ①個人情報保護条例の目的外利用・提供規定を用いる方法
- ②他の部署・機関を地域協議会の構成員とした上で、情報の提供を求める方法
(消費者安全法（以下「法」という。）第11条の4第3項)

※ 地域協議会の求めに応じて情報を提供するかどうかは、構成員の判断に委ねられており、構成員に対し情報提供を義務付けるものではない。

（3）消費者庁、他の地方公共団体及び独立行政法人国民生活センターからの情報提供

見守りリストを作成する地方公共団体が住民の消費者被害の状況を十分に把握しているとは必ずしも限らないことから、上記（1）及び（2）の情報収集に加え、消費者庁、他の地方公共団体及び独立行政法人国民生活センターが把握している以下の情報について提供を受けることも有用である。

- ①消費者庁からの情報提供（法第11条の2第1項）
特定商取引法の規定に違反する行為についての調査により国が事業者から取得した消費生活上特に配慮を要する購入者等の氏名・住所等が記載された顧客名簿の情報
- ②他の地方公共団体からの情報提供（同第2項）
当該他の地方公共団体が受け付けた消費生活相談情報で、情報提供を求める地方公共団体の住民に関するもの
- ③独立行政法人国民生活センターからの情報提供（同第3項）
国民生活センターが業務の実施により得た相談等情報で、情報提供を求める地方公共団体の住民に関するもの

法第11条の2の規定に基づく情報提供は「消費者安全の確保のために必要な限度において」行われるものであり、提供された情報は地域協議会が行う見守りその他の必要な取組（法第11条の4第1項）にのみ用いることができる（消費者安全法施行規則第8条の10第1項第1号）。地域協議会を設置していない地方公共団体に対しては、法第11条の2の規定に基づいて情報を提供することはできない。

【注意】見守りリストには必要最小限度の情報（具体的には、見守り等の対象者の氏名、住所、年齢及び性別が想定される。）のみを記載し、個々の対象者がリストに掲載された経緯（情報源）は、秘匿性の高い個人情報となり得ることから記載しない。

2. 見守りリストの地域協議会への提供

実際に見守りリストの提供を行う前に、地域協議会の構成員たる事務局に対し、地域協議会が見守りリストの提供を求める決定をする必要がある（法第11条

の4第3項)。

地域協議会へのリストの提供は、法の規定に基づくものであり、個人情報保護条例が定める目的外利用・提供を認める事由である「法令に基づく場合」に該当するため、本人の同意は不要である。

もっとも、個人情報を保護するため、見守りリストを共有する構成員は必要最小限にとどめるべきである（必ずしも構成員全員に提供しなければならないものではない。）。個々の対象者ごとにその対象者を見守る人のみに提供するといった対応が望ましい。

【注意】 地域協議会において取り扱われる情報には、見守り対象者の個人情報等の機密性の高い情報が含まれる。そこで、情報の安全管理を確実にする観点から、地域協議会の構成員等に対する罰則を伴う秘密保持義務が定められている（法第11条の5及び第53条第1項）。構成員は情報の漏洩がないよう、情報管理を確実に行う必要がある。また、事務局においても、機密性の高い個人情報を取り扱うため、適切な情報管理を行う必要がある。

3. 見守りリストを活用した見守り等の取組

地域協議会の構成員は、見守りリストを用いて見守り等の取組を行う。その際に、見守り対象者について消費者被害等の異変を察知し、消費生活センター等の地域協議会の関係機関に情報を提供することが想定される。

関係機関への情報提供の際には、見守られる側の意思や感情にも配慮するという観点から、見守り対象者に秘密保持義務が課されており秘密が守られていること等をよく説明し、同意を得た上で関係機関に情報提供を行うことが望ましい。もっとも、本人の認知能力の低下等により同意を得ることが困難であるが、消費者安全の確保のために情報提供が特に必要であると認められる場合には、法第11条の4第3項の規定を用いることにより、同意がなくても、地域協議会へ情報提供を行うことが可能である（詳細は、「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」48ページ参照。）。

消費者安全確保地域協議会への情報提供について

平成29年5月15日 警察庁丁生企発第261号、丁搜二発第47号
丁生経発第66号

警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局捜査第二課長、
警察庁生活安全局生活経済対策管理官から
警視庁刑事部長、警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長あて

(概要)

特殊詐欺等の捜査の過程で押収した名簿に基づくリストに登載されている者に関する情報を消費者安全確保地域協議会へ提供するに当たり、的確に推進すべき事項として、

- 都道府県警察が、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るために、高齢者等を見守る活動等の取組を行う消費者安全確保地域協議会からの求めに応じて、必要な範囲で特殊詐欺等の捜査の過程で押収した名簿に基づくリストに登載されている者の情報を提供することは可能であること。
- リスト登載者の情報については、当該者の同意を得ることなく、協議会に提供することがされること。
- 消費者安全法には、協議会の従事者に秘密保持義務が課せられ、秘密を洩らした場合には、罰則も設けられていること。
- 協議会から提供を求めるリスト登載者の情報範囲や利用目的等を記載した文書を受理し、提供可能と判断した場合は、各都道府県警察の情報管理規程等に基づき、情報セキュリティに配意した適宜の方法により、協議会に提供すること。
- 協議会に提供したリスト登載者の情報の運用は、協議会の規程に従うこと。
- 協議会にリスト登載者の情報を提供した場合でも、各都道府県警察において、リスト登載者に対し、押収名簿に個人情報が登載されていたことを伝えて特殊詐欺等に対する警戒心を強めるとともに、最新の手口と対処法を説明して、被害を予防し得る抵抗力の涵養を図ること。

等を示し、消費者安全確保地域協議会への情報提供の推進を指示した。